

労働者の権利が危機にさらされている いまだからこそ権利をまもり 発展させるたたかいが重要です

いま、国と地方をあわせて600兆円もの借金をかかえる「財政危機」を口実に、国家公務員や自治体職員、教職員の賃金抑制がねらわれ、いくつかの自治体では賃上げ勧告が凍結される事態となっています。政府は、「労働基本権をうばったかわり」との理由で、人事院勧告制度をつくりました。なのに、一方的に勧告さえも凍結することは、「ルール違反」そのものです。

民間労働者の権利侵害も深刻

いっぽうで、民間労働者は、リストラ「合理化」攻撃にさらされ、職場の労働強化もすすみ、労働基本権が骨抜きにされ、「門を入れれば憲法もない」とまで言われる職場実態となっています。労働基準法の改悪につづき、労働者

くわえて、勧告制度によって、これまで公務員賃金が恣意的に抑制され、それに準拠して賃金が決められる公共業務職員、さらには民間労働者までもが大きな影響をうけてきました。日本の低賃金政策の要としての役目を果たしてきたのが、人事院勧告制度なのです。

派遣法など労働諸法制の全面的な改悪が着々とねらわれつつある現状をふまえれば、いまこそ、労働者の権利をまもるために、官民の労働者がともに手をたずさえてたたかいに立ち上がるときです。

労働基本権回復を展望してたたかいの第一歩を

公務共闘は、公務員労働者の権利を確立するたたかいの一環として、ILO

151号条約の批准を求める運動などをすすめています。課題の大きさからす



れば、公務・公共業務労働者だけのたたかいでは、要求の前進は困難であることもあきらかです。何よりも、民間労働者をふくめて、権利闘争のすそ野をいかに大きくしていくかがカギとなります。そうした運動や世論をひろげていく第一歩として、職場からの積極的な学習・討議をよびかけます。



すべての労働者と共同をひろげて——8万人を集めた国民集会(1999年2月7日)

行革・規制緩和の推進と公務労働者の権利確立の意義

国民・住民犠牲の行革・規制緩和がすすめられるなかで、公務労働者の権利侵害がいつそうすすんでいる。そのひとつは、ゼネコン本位の公共事業のムダ使いを主な原因とする国と地方自治体の財政危機を口実とした人件費抑制、賃金改善の凍結・値切りである。これは公務員労働者からストライキ権を奪った「代償措置」とされる人事院・人事委員会勧告にもとづく賃金改善すら実施しないもので、二重、三重に不当な措置といわねばならない。

また、国の「行政改革」や自治体リストラのもとでの国、自治体の仕事の民間委託、行政機関の民営化と独立行政法人化、正規職員の削減と身分不安定なパート・臨時職員の増大、能力・成績主義の強化、医療や社会福祉職場などでの競争・市場原理の導入と賃金体系の改悪、権利侵害など公務労働者全般にたいする賃金・労働条件の抜本的な改悪とあらたな権利侵害がすすめられようとしている。

国の医療機関・診療所の統廃合に反対し、その存続と労働者の労働条件の改善を求める全医労にたいし、厚生省当局は、ILOも断罪し、その速やかな是正を求めた極めて不当な組合破壊攻撃をおこない続けている。

こうしたなかで、当局による公務労働者への権利侵害の不当性を告発するとともに、行政や医療、教育、社会福祉、さらにそこで働く公務労働者が国民、住民にたいして本来果たすべき役割を明らかにし、そうした役割を発揮するためにも労働基本権をはじめとする諸権利の確立と労働条件の改善が不可欠となっていることへの国民、住民の理解をひろげることが重要となっている。